

## ○ 産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 林 勝 義

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第94号 鳴門市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について」ほか議案3件であります。

当委員会は去る12月14日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第94号 鳴門市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。が、モーターボート競走法の表記に倣い、条例中の「競艇事業」の表記を「モーターボート競走事業」に改めるものであります。

委員からは、表記を変えることによる費用の発生などについての質疑がありました。理事者からは、表記を変えることにより費用はかかるが、関係業界の中では、名称変更などを行うことにより、今までの競艇場のイメージを変えていこうとする流れがあり、ファミリーで来られるような方向を目指しているとの説明がありました。

また、なぜ「ボートレース事業」ではなく、「モーターボート競走事業」としたのかとの質疑があり、理事者からは、「ボートレース」は通称であり、通称は今後変更する可能性があることから、モーターボート競走法にのっとった表記に変更した方が合理的であると考えたからであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第95号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。が、鳴門モーターボート競走場内の営業の許可等について調査審議を行う鳴門モーターボート競走場営業審査委員会を、鳴門市附属機関設置条例に規定することに伴い、関連する条例の改廃を行うものであります。

委員からは、今までの条例の中での営業審査委員会と、このたび附属機関として設置する営業審査委員会の委員の構成にどのような差があるのかとの質疑がありました。理事者からは、基本的には同じであり、構成については、

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する事項や衛生面に関する事項について審査して頂く必要があることから、警察関係、保健所関係の方に参加をして頂くこととしているとの説明がありました。

また、委員からは、臨時的にボートレース場でイベントを開催する時の売店についても、営業審査委員会での審査の対象になるのかとの質疑がありました。理事者からは、臨時的な売店などは、営業審査委員会での審査の対象外であり、イベントの企画、<sup>しゅってん</sup>出店などは、まとめて委託するよう考えているとのことでありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第96号 鳴門市モーターボート競走事業に従事する臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止について」であります。新スタンド建設に伴い、民間企業のノウハウを取り入れ、業務のさらなる見直しを図ることから、本条例を廃止するものであります。

委員からは、全国のモーターボート競走場24場での臨時従事員の雇用状況についての質疑がありました。理事者からは、施行者が直接臨時従事員を雇用しているのは24場中21場で、鳴門市を含め3場が直接雇用を行わないこととなり、鳴門市は業務の一部を施行者が担うが、2場はすべての業務を委託しているとの説明がありました。

委員からは、雇用は大きな問題なので、鳴門市民が働ける場の確保を真剣に考えて欲しいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第98号 市道路線の認定及び変更について」であります。開発行為に伴う市道11路線の認定及び1路線の変更を行うに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、開発行為に伴う新設市道の幅員についての質疑があり、理事者からは、開発行為に伴う市道認定では幅員が4メートル以上必要で、道路排水の側溝を設けることになっており、認定道路の幅員の多くは4メートルであるとの説明がありました。

また、委員からは、斎田鳴門駅線の変更では現在の歩道が市道となることから、自動車の通行についての確認があり、理事者からは現時点の計画では歩行者と自転車のみ通行となる予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。